

## 《参考法令》

### ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）抜粋

（エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項）

第 78 条 エネルギー消費機器等のうち、自動車（エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定エネルギー消費機器」という。）及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費関係性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定関係機器」という。）については、経済産業大臣（自動車及びこれに係る特定関係機器にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第八十七条第十三項において同じ。）は、特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定エネルギー消費機器等のうちエネルギー消費性能等が最も優れているもののそのエネルギー消費性能等、当該特定エネルギー消費機器等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

### ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和 54 年 9 月 29 日 政令第 267 号）抜粋

（特定エネルギー消費機器）

第 21 条 法第 78 条第 1 項 の政令で定めるエネルギー消費機器は、次のと

おりとする。

- 1 乗用自動車(揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とするものに限り、二輪のもの(側車付きのものを含む。)、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。次条において同じ。)
- 2 エアコンディショナー(暖房の用に供することができるものを含み、冷房能力が 50.4 キロワットを超えるもの及び水冷式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 3 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具(防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 4 テレビジョン受信機(交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 5 複写機(乾式間接静電式のものに限り、日本工業規格A列 2 番(第 24 号及び第 25 号において「A2 判」という。))以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 6 電子計算機(演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 7 磁気ディスク装置(記憶容量が 1 ギガバイト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 8 貨物自動車(揮発油又は軽油を燃料とするものに限り、二輪のもの(側車付きのものを含む。)、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。)
- 9 ビデオテープレコーダー(交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 10 電気冷蔵庫(冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 11 電気冷凍庫(熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 12 ストーブ(ガス又は灯油を燃料とするものに限り、開放式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 13 ガス調理機器(ガス炊飯器その他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 14 ガス温水機器(貯蔵式湯沸器その他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 15 石油温水機器(バーナー付風呂釜(ポット式バーナーを組み込んだものに

- 限る。)その他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 16 電気便座(他の給湯設備から温水の供給を受けるものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
  - 17 自動販売機(飲料を冷蔵又は温蔵して販売するためのものに限り、専ら船舶において用いるためのものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
  - 18 変圧器(定格一次電圧が 600 ボルトを超え、7,000 ボルト以下のものであつて、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、絶縁材料としてガスを使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
  - 19 ジャー炊飯器(産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
  - 20 電子レンジ(ガスオーブンを有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
  - 21 ディー・ブイ・ディー・レコーダー(交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
  - 22 ルーティング機器(電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、宛先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの(専らインターネットの用に供するものに限り、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)をいう。)
  - 23 スwitching機器(電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、当該機器が送信することのできる 2 以上の経路のうちから、宛先ごとに一に定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの(専らインターネットの用に供するものに限り、無線通信を行う機能を有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)をいう。)
  - 24 複合機(複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち 1 以上の機能を有する機械及び印刷の機能に加えて、複写、ファクシミリ送信又はスキャンのうち 1 以上の機能を有する機械(いずれも乾式間接静電式のものに限り、A2 判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。)をいう。)
  - 25 プリンター(乾式間接静電式のものに限り、A2 判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

- 26 電気温水機器(ヒートポンプ(二酸化炭素を冷媒として使用するものに限る。)を用いるものに限る、暖房の用に供することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 27 交流電動機(籠形三相誘導電動機に限る、防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 28 エル・イー・ディー・ランプ(定格電圧が 50 ボルト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)